

関係機関・団体ヒアリングの実施状況

1 実施期間

令和5年10月18日から同年12月5日までの間

2 ヒアリング実施先の機関・団体

(1) 関係機関・団体別

- ア 都道府県（施策担当窓口部局） 13団体（大規模6、中規模5、小規模2）
- イ 市区町村（施策担当窓口部局） 16団体（政令指定都市3、特別区2、
大規模4、中規模3、小規模4）
- ウ 都道府県警察（警察本部） 9本部
- エ 民間被害者支援団体（犯罪被害者等早期援助団体） 13団体

(2) 地方別

ア 北海道・東北地方

- ・ 都道府県：1団体（中規模1）
- ・ 市区町村：2団体（大規模1、小規模1）
- ・ 都道府県警察：1本部
- ・ 民間被害者支援団体：1団体

イ 関東地方

- ・ 都道府県：4団体（大規模3、中規模1）
- ・ 市区町村：6団体（政令指定都市1、特別区2、大規模1、中規模2）
- ・ 都道府県警察：3本部
- ・ 民間被害者支援団体：3団体

ウ 中部地方

- ・ 都道府県：3団体（大規模1、中規模2）
- ・ 市区町村：4団体（政令指定都市1、大規模1、小規模2）
- ・ 都道府県警察：3本部
- ・ 民間被害者支援団体：3団体

エ 近畿地方

- ・ 都道府県：1団体（大規模1）
- ・ 市区町村：2団体（政令指定都市1、大規模1）
- ・ 都道府県警察：1本部
- ・ 民間被害者支援団体：2団体

オ 中国地方

- ・ 都道府県：1団体（中規模1）
- ・ 民間被害者支援団体：1団体

カ 四国地方

- ・ 都道府県：1 団体（小規模 1）
- ・ 市区町村：1 団体（小規模 1）
- ・ 都道府県警察：1 本部
- ・ 民間被害者支援団体：1 団体

キ 九州・沖縄地方

- ・ 都道府県：2 団体（大規模 1、小規模 1）
- ・ 市区町村：1 団体（中規模 1）
- ・ 民間被害者支援団体：2 団体

3 ヒアリング実施方法

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課職員が、現地に赴き、ヒアリングを行った。

4 参考

(1) 都道府県規模分け

大規模：500万人以上

中規模：100万人以上500万人未満

小規模：100万人未満

(2) 市町村規模分け

大規模：10万人以上

中規模：5万人以上10万人未満

小規模：5万人未満